

公立岩瀬病院 情報セキュリティ基本方針

(目的)

第1条 公立岩瀬病院情報セキュリティ基本方針（以下「基本方針」という。）は、業務の継続性を確保するとともに、個人情報及び重要情報の適正な管理を行うことにより、安全で信頼性の高いサービス・業務の提供を維持・継続するため、公立岩瀬病院企業団（以下「企業団」という。）が保有する情報資産を様々な脅威から保護し、情報セキュリティを確保することを目的とする。

(定義)

第2条 本基本方針において、次に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 情報資産

電子データ、紙媒体の文書、情報システム、ネットワーク、記録媒体及びこれら进行处理又は保存するための機器など、業務において利用されるすべての情報及びそれを取り扱うための資源をいう。

(2) 個人情報

個人情報の保護に関する法律及び関連規定に基づき定義される特定の個人を識別できる情報をいう。

(3) 情報セキュリティ

情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持することをいう。

ア 機密性

情報資産にアクセスすることを認められた者のみがアクセスできる状態を確保すること。

イ 完全性

情報資産が破壊、改ざん又は消去・消失していない状態を確保すること。

ウ 可用性

情報資産にアクセスすることを認められた者が、必要なときに中断されることなくアクセスできる状態を確保すること。

(対象とする脅威)

第3条 企業団は、情報資産に対する主な脅威として、次に掲げる事項を想定し情報セキュリティ対策を講じる。

- (1) 不正アクセス、ウイルス攻撃、サービス不能（DoS）攻撃等のサイバー攻撃
- (2) 外部者の侵入、内部不正等による情報の漏えい、改ざん、破壊又は消失等
- (3) 情報資産の無断持ち出し、無許可ソフトウェアの利用等の規定違反等
- (4) 設定・操作ミス、システム障害、設計・開発の不備等による情報資産の損失等
- (5) 地震、落雷、火災等の災害によるサービス及び業務の停止等
- (6) 大規模感染症（疾病）の流行等による要員不足及び機能不全等
- (7) 電力、通信等のインフラ障害によるシステム停止等

（適用範囲）

第4条 本基本方針の適用範囲は、次のとおりとする。

1 組織の範囲

企業団に勤務する正規職員、会計年度任用職員、派遣職員、出向者及び業務委託先の従業員など、当組織の情報資産を取り扱うすべての者（以下「全職員等」という。）に適用する。

2 情報資産の範囲

組織内ネットワーク、情報システム、それらで取り扱う電子データ並びに紙媒体の書類等、当組織が管理するすべての情報資産を対象とする。

（遵守義務）

第5条 全職員等は、関連法令や守秘義務、本基本方針及び関連規程を理解し、情報資産を適切に取り扱わなければならない。

（情報セキュリティ対策）

第6条 企業団は、情報セキュリティ対策として、次に掲げる事項を実施する。

- (1) 情報セキュリティ対策を推進するための体制（委員会等）を整備し、責任及び権限を明確にする。
- (2) 情報資産を機密性、完全性及び可用性の観点から分類し、その重要度に応じた適切な管理を行う。
- (3) 安全性を確保するため、取り扱う情報の重要度（医療系、共通系、情報系

など）に応じて通信経路を適切に分離・制限し、必要な情報セキュリティ対策（ファイアウォール、無害化通信の導入、持ち出し制限等）を実施する。

- (4) 全職員等に対し、定期的な研修・訓練を実施し、情報セキュリティに関する権限と責任、適正な情報の取扱いについて周知徹底を図る。
- (5) 情報システム機器の設置場所への不正な立入り、機器の盗難、破壊等を防止するための物理的な立入制限や設備対策を講じる。
- (6) アクセス制御、個人認証、データの暗号化、ネットワーク管理等の技術的対策を講じ、不正アクセス及び情報漏えいを防止する。
- (7) 業務委託を行う場合は、委託事業者のセキュリティ対策状況を確認し、必要な要件を契約に明記する。クラウドサービス等の外部サービスを利用する場合には、利用に係る規定を整備し、適切な安全管理措置を講じる。

（監査・点検）

第7条 本基本方針の遵守状況を検証するため、定期的及び必要に応じて情報セキュリティ監査及び自己点検を実施する。

（見直し）

第8条 監査・点検の結果、本基本方針の見直しが必要となった場合及び情報セキュリティに関する技術動向の変化や環境の変化に的確に対応する必要がある場合は、本基本方針及び関連する規定の見直しを実施する。

（基準等の策定）

第9条 第6条及び第8条に規定する対策等を実施するために、具体的な遵守事項及び判断基準等を定める情報セキュリティ対策基準等（以下「基準等」という。）を策定する。

- 2 基準等は、公にすることにより企業団の運営に重大な支障を及ぼすおそれがあることから非公開とする。

附 則

本基本方針は、令和8年9月1日から施行する。